

コープえひめ福祉活動基金 助成事業 2019年度募集要項

コープえひめ福祉活動基金
事務局（運営企画部）

1. 目的

コープえひめ福祉活動基金は、愛媛県内に基盤を置いて、福祉活動に関わっている団体の自主的で継続的な福祉諸活動を支援及び助成し、もって県内福祉の向上に寄与することを目的としてつくられました。

2. 助成の対象となる団体

愛媛県内で活動しており、法人格の有無は問いませんが、組織や事業の運営についての重要事項が決められていて、代表者及び所在地が決まっている団体を助成の対象とします。

なお、コープえひめのグループ活動等コープえひめの機関運営上の補助が交付されている団体については、この助成の対象となりません。

また、昨年度当基金の助成を受けた団体は、今年度の助成の対象となりません。

3. 助成の対象となる事業

助成の対象となる事業は、次のような福祉諸活動です。

- (1) 高齢者、障害者の生活を支援する活動及び、子どもや地域住民の福祉向上のための諸活動
- (2) 高齢者、障害者、子どもや地域住民の福祉向上を支援する施設づくり（改装、備品の購入を含む）
- (3) 高齢者、障害者、子どもや地域住民が住みよい社会づくりという目的にそう調査・研究活動
- (4) 高齢者、障害者、子どもや地域住民が住みよい社会づくりという目的にそう交流集会、研究会、シンポジウムの開催
- (5) その他、当基金代表者（コープえひめ理事長）が必要と認めた活動

4. 助成基準

- (1) 基金による助成額は、1事業につき10万円を上限とします。
※助成希望額が10万円以下でも申請は可能です。
- (2) 団体の経常経費（運営費）は、助成対象となりません
- (3) 公的な補助を受けている場合や他の機関の助成を受けている場合でもその事業の必要性によって助成の対象となりますが、助成申請の際、他機関からの助成の有無を明記してください。
- (4) 単年度、同一団体への助成事業は一事業とします。
- (5) 助成対象事業の実施期間は2019年6月から2020年3月末までとします。

5. 応募の方法

- (1) 所定の申請書に必要事項を記入し、コープえひめ理事長宛てに提出してください。申請書の送付先は、コープえひめ運営企画部・基金事務局とします。
- (2) 申請書の内容は、申請者（団体代表者）、事業名、目的、期間、予算、助成希望額など、申請書の項目にしたがって必要事項をすべて記入してください。
- (3) 応募の受付期間は、2019年4月26日までとします。（当日消印有効）

6. 助成の決定と助成金の交付

- (1) 助成の決定のための審査
 - ① 応募された助成申請案件について基金運営委員会で審査を行い、5月末までに文書で通知します。
 - ② 申請案件について、事務局で予備審査を行います。その際、必要がある場合はさらに詳しい書類の提出をお願いすることや電話等による照会、訪問調査を行う場合があります。
 - ③ なお、助成が決定した団体については、6月に開催される、コープえひめ第15回通常総代会で公表します。
- (2) 助成金の交付
 - ① 助成が決定した団体については、助成金贈呈式にて助成金の交付を行います。なお、申請者の意志を確認の上、指定された金融機関口座に振り込みます。
 - ② 助成金の交付は、原則として決定通知より1ヶ月以内に行います。
 - ③ コープえひめ本部にて7月1日（月）13時半～ 交付式を予定いたしております。助成団体の代表者のご出席をお願いします。

7. 審査基準

2019年度助成事業の審査基準は、以下のとおりです。

助成の対象となる団体・事業の規定を満たし、具体的な活動計画を持ち、かつ経費について適正に見積もられた事業計画に基づく活動であること。

8. 報告書の提出

- (1) 助成を受けた団体は、助成事業実施期間終了後2ヶ月以内に、コープえひめ理事長に対し事業実施内容（事業実績）、会計（収支の結果を証するものを添付、写しで可）についての報告書を提出していただきます。（書式は自由）
- (2) 報告書の提出先はコープえひめ運営企画部・基金事務局とします。

9. 活動及び成果の公開

- (1) 助成を受けた事業については、その活動の内容及び成果を、事業途中あるいは終了後を問わず、団体の了解を得た上で、コープえひめの諸広報媒体により紹介することがあります。
- (2) 助成を受けた事業を実施する際は、コープえひめ福祉活動基金助成事業である

- 事を、開催案内、実施要項等に明記してください。
- (3) 助成団体の事業成果は、コープえひめ総代会会場で展示等により公開します。

10. 助成申請書記入の留意点

- (1) 助成申請団体の事項については、現状を記入してください。また、
- ① 会則・規約あるいはこれに準ずる文書
 - ② 前年度の決算書（総会資料など）、あるいは予算書を添付してください。
- (2) 助成を申請する案件については、以下の点に留意下さい。
- ① 案件名は、わかりやすい表題をつけてください。
 - ② 「他機関からの助成の有無」は、同じ案件を複数の助成機関に申請した場合による重複を防ぐためです。ただし、費用を多く必要とする活動で、計画的にいくつかの機関からの助成で実施する場合は対象とします。他の助成機関名と助成額を記入してください。
- (3) 助成事業の収支予算概要は、助成を申請した案件の概略収支見積りを記入してください。すでに予算計画書がある場合は、この項に概略を記入し、予算計画書を添付してください。
- (4) その他添付資料
応募される団体の広報資料、趣意書や代表者の略歴など、活動状況のわかるものを添付してください。

11. 助成の取消しと助成金の返還

- (1) 助成の決定後であっても、申請書にそぐわない活動が行われたり、申請書に虚偽があったなどの不正行為や不適切な活動が判明した場合には、助成の決定を取り消す場合があります。
- (2) 助成の決定が取り消された場合、交付された助成金の返還を求めるものとします。

申請に関するお問い合わせ先

〒790-8543

松山市朝生田町3丁目1-12

生活協同組合コープえひめ

福祉活動基金事務局（運営企画部内）

TEL 089-931-5330 FAX 089-931-5363

E-mail : a_nakatsuji@coopehime.or.jp (事務局 中辻)